

第1 (総則)

J A S 構造材個別実証支援事業 (以下「個別実証事業」といいます。)に係る公募については、この要領に定めるところによるものとします。

第2 (公募対象助成事業)

個別実証事業が採択され、個別実証事業を実施する事業者 (以下「個別実証事業者」といいます。)には、別添1「J A S 構造材活用宣言事業者が行う J A S 構造材個別実証支援事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第3 (個別実証事業者の申請の要件)

個別実証事業に申請できる者 (以下「個別実証事業申請者」といいます。)は、個別実証事業の対象物件の建築業者 (建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者) であって、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ア J A S 構造材活用宣言事業で J A S 構造材活用宣言事業者 (以下「宣言事業者」といいます。)として登録している事業者であること。
- イ 「別添1」に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、且つ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- ウ 個別実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- オ 個別実証事業を同年度に3件以上申請する者にあつては、3件目の個別実証事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」 (平成28年法律第48号) (以下「クリーンウッド法」といいます。) に基づく登録を受けていること。
- カ 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条に規定された建築確認申請 (以下「建築確認申請」といいます。) 又は建築基準法第15条第1項に規定された建築工事届 (以下「建築工事届」といいます。) において実証事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から J A S 構造材個別実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者とします。
- キ 法人格を有する者。

第4 (個別実証事業の対象とすることができる物件)

個別実証事業の対象とすることができるのは建築確認申請又は建築工事届を提出し、且つ次の要件を満たす物件とします。

- ア 建築確認申請又は建築工事届の建築主が国、都道府県、市町村に該当しないもの。
- イ 建築確認申請又は建築工事届の主要用途が居住専用建築物に該当しないもの。
- ウ 建築物において基礎より上部の部分において、本事業以外の国からの助成を受けていないもの。
- エ 新築及び増改築する助成対象の延べ床面積（住宅部分・非木造部分を除く）が10 m²を超えるものであること。

第5（助成対象木材及び金額）

個別実証事業者が「別添1」に定める事業を実施するのに必要なJAS構造材等（以下「助成対象木材」といいます。）の助成の対象及び金額は、以下に定めたものとします。なお、助成対象木材は、個別実証事業者が、クリーンウッド法に基づき木材関連事業者として合法性を確認した木材とします。個別実証事業を同年度に3件以上申請する場合にあつては、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者として合法性を確認した木材あることとします。

（1）JAS格付品のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材

ア 助成対象木材は、林産物JASとします。ただし、機械等級区分構造用製材の部材の一部は住宅部分を除いた構造耐力上主要な部分（以下「構造部」といいます。）の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とします。

イ 助成対象範囲は、助成対象木材の調達費（材料費、プレカット加工費及び運搬費）とし、機械等級区分構造用製材と目視等級区分構造用製材を除く林産物JASの助成対象材積は機械等級区分構造用製材の材積と目視等級区分構造用製材の材積を足した材積の20%を上限とするが、2×4工法構造用製材及びCLTと併用の場合については、機械等級区分構造用製材の材積と目視等級区分構造用製材の材積を足した材積の20%、2×4工法構造用製材の材積及びCLTの材積を加算した材積と同材積を上限とします。

ウ 助成金額は、以下の①から③を比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた金額とします。ただし、助成額は一件の個別実証事業に対して、最上階から数えて非住宅部分が1から3階かつ床面積の合計が1,000 m²未満の場合は15,000,000円を上限とし、最上階から数えて非住宅部分が4階以上若しくは床面積の合計が1,000 m²以上の場合は30,000,000円を上限とします。

- ① 第6に定める様式1号に基づく機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材を非住宅部分の構造材の一部として使用する予定の階数を算出し、建物の最上階から数えて階数3以上の階の床面積の合計（住宅部分を除く）に4,000円/m²を乗じた金額と、階数2以下の階の床面積の合計（住宅部分を除く）に2,000円/m²を乗じた金額を加算した金額に、機械等級区分構造用製

材及び目視等級構造用製材を除く林産物 J A S の調達予定費（機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材の合計材積の 20%を上限）に $1/2$ を乗じた額（1,000 円未満の端数を切り捨てた金額）を加算した額。

② 第 13 に定める様式 6 号に基づく機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材を非住宅部分の構造材の一部として使用した階数を算出し、最上階から数えて階数 3 以上の階の床面積の合計（住宅部分を除く）に 4,000 円/ m^2 を乗じた金額と、階数 2 以下の階の床面積の合計（住宅部分を除く）に 2,000 円/ m^2 を乗じた金額を加算した金額に、機械等級区分構造用製材及び目視等級構造用製材を除く林産物 J A S の調達費（機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材の合計材積の 20%を上限）に $1/2$ を乗じた額（1,000 円未満の端数を切り捨てた金額）を加算した額。

③ 第 13 に定める様式 6 号に基づく助成対象木材の調達費（材料費にプレカット加工費及び運搬費を加算した金額）。

(2) J A S 格付品のうち枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（以下「 2×4 工法構造用製材」といいます。）

ア 助成対象木材は、林産物 J A S とします。ただし、 2×4 工法構造用製材の部材の一部が住宅部分を除いた構造部に使用されることを必須とします。

イ 助成対象範囲は、助成対象木材の調達費（材料費、プレカット加工費及び運搬費）とし、 2×4 工法構造用製材を除く林産物 J A S の助成対象材積は 2×4 工法構造用製材の材積と同材積を上限としますが、機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材及び C L T と併用の場合については、機械等級区分構造用製材の材積と目視等級区分構造用製材の材積を足した材積の 20%、 2×4 工法構造用製材の材積及び C L T の材積を加算した材積と同材積を上限とします。

ウ 助成金額は、以下の①から③を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額とします。ただし、助成額は一件の個別実証事業に対して、最上階から数えて非住宅部分が 1 から 3 階かつ床面積の合計が 1,000 m^2 未満の場合は 15,000,000 円を上限とし、最上階から数えて非住宅部分が 4 階以上若しくは床面積の合計が 1,000 m^2 以上の場合は 30,000,000 円を上限とします。

① 第 6 に定める様式 1 号に基づく 2×4 工法構造用製材を非住宅部分の構造材の一部として使用する予定の階数を算出し、階数 3 以上の階の床面積の合計（住宅部分を除く）に 4,000 円/ m^2 を乗じた金額と、階数 2 以下の使用予定の階の床面積の合計（住宅部分を除く）に 2,000 円/ m^2 を乗じた金額を加算した金額に、 2×4 工法構造用製材を除く林産物 J A S の調達予定費（ 2×4 工法構造用製材の材積と同材積を上限）に $1/2$ を乗じた額（1,000 円未満の端数を切り捨てた金額）を加算した額。

② 第 13 に定める様式 6 号に基づく 2×4 工法構造用製材を非住宅部分の構造材の一部として使用した階数を算出し、最上階から数えて階数 3 以上の階の床面積の合計（住宅部分を除く）に 4,000 円/ m^2 を乗じた金額と、階数 2 以

下の使用した階の床面積の合計（住宅部分を除く）に 2,000 円/m²を乗じた金額を加算した金額に、2×4 工法構造用製材を除く林産物 J A S の調達費（2×4 工法構造用製材の材積と同材積を上限）に 1/2 を乗じた額（1,000 円未満の端数を切り捨てた金額）を加算した額。

- ③ 第 13 に定める様式 6 号に基づく 2×4 工法構造用製材の調達費（材料費にプレカット加工費及び運搬費を加算した金額）に 2×4 工法構造用製材を除く林産物 J A S の調達費（2×4 工法構造用製材の使用実材積と同材積を上限）に 1/2 を乗じた額（1,000 円未満の端数を切り捨てた金額）を加算した額

(3) J A S 格付品のうち直交集成板（以下「CLT」といいます。）

ア 助成対象木材は林産物 J A S とします。ただし、CLT の部材の一部が住宅部分を除いた構造部の壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とします。

イ 助成対象範囲は、助成対象木材の調達費（材料費、プレカット加工費及び運搬費）とし、CLT を除く林産物 J A S の助成対象材積は CLT の材積と同材積を上限とします。なお、2×4 工法構造用製材と併用の場合は、2×4 工法構造用製材の材積と CLT の材積を足した材積と同材積を上限としますが、機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材及び 2×4 工法構造用製材と併用の場合については、機械等級区分構造用製材の材積と目視等級区分構造用製材の材積を足した材積の 20%、2×4 工法構造用製材の材積及び CLT の材積を加算した材積と同材積を上限とします。

ウ 助成金額は、以下の①から③を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額とします。ただし、助成額は一件の個別実証事業に対して、最上階から数えて非住宅部分が 1 から 3 階かつ床面積の合計が 1,000 m²未満の場合は 15,000,000 円を上限とし、最上階から数えて非住宅部分が 4 階以上若しくは床面積の合計が 1,000 m²以上の場合は 30,000,000 円を上限とします。

① 第 6 に定める様式 1 号に基づく使用する予定の CLT の材積に 140,000 円/m³を乗じた金額に CLT を除く林産物 J A S の調達予定費（CLT の材積と同材積を上限）に 1/2 を乗じた額（1,000 円未満の端数を切り捨てた金額）を加算した額。

② 第 13 に定める様式 6 号に基づく使用した CLT の材積に 140,000 円/m³を乗じた金額に CLT を除く林産物 J A S の調達費（CLT の材積と同材積を上限）に 1/2 を乗じた額（1,000 円未満の端数を切り捨てた金額）を加算した額。

③ 第 13 に定める様式 6 号の助成対象木材の調達費（材料費にプレカット加工費及び運搬費を加算した金額）に CLT を除く林産物 J A S の調達費（CLT の材積と同材積を上限）に 1/2 を乗じた額（1,000 円未満の端数を切り捨てた金額）を加算した額。

なお、(1)、(2)、(3)のいずれかを併用して使用した場合の助成額は、最上階から数えて非住宅部分が1から3階かつ床面積の合計が1,000㎡未満の場合は15,000,000円を上限とし、最上階から数えて非住宅部分が4階以上若しくは床面積の合計が1,000㎡以上の場合は30,000,000円を上限とします。

第6 (個別実証事業申請書類の作成等)

個別実証事業申請者は、JAS構造材個別実証支援事業申請書(様式1号)1部及び付属資料1部を別添2に定める地域木材団体を經由して、全木連に提出するものとします。

第7 (個別実証事業申請書等の提出期限等)

(1) 提出期限

西暦2019年3月18日(月)から西暦2019年10月31日(木)17時迄とします。

(2) 申請書の提出場所

個別実証事業に申請する物件の住所にある別添2に定めた地域木材団体とします。

(注) 郵送の場合は、封筒に「JAS構造材個別実証支援事業請書在中」と記入して下さい。

(3) 申請書の作成及び事業の内容等に関する問い合わせ先(事務局 一般社団法人全国木材組合連合会内JAS構造材利用拡大事業事務局)

(4) 提出物

ア 第6の申請書

イ 申請物件の助成対象となるJAS構造材が色付けされ判別可能となった平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図等

ウ 建築工事届一式のコピー、または建築確認申請一式のコピー

エ 申請する物件に使われる林産物JASの使用予定量、予定調達費がわかる木拾い表

オ 施工者として確認できる者からJAS構造材個別実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる資料

(5) 提出にあたっての注意事項

ア 提出した申請書は、返却しません。

イ 提出した申請書は、変更又は取消しができません。

ウ 申請書は、提出者に当該事業以外に無断で使用しません。

エ 申請書に虚偽の記載をした場合は、無効とします。

オ 申請要件を有しない者が提出した申請書は無効とします。

カ 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

第 8 (個別実証事業の申請の受付について)

地域木材団体は、事業申請受付書(様式 2 号)を個別実証事業申請者に通知します。

第 9 (個別実証事業の採択について)

(1) 審査方法

第 7 (3) の事務局は、提出された申請書について、外部の有識者等からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で個別実証事業を決定します

(2) 審査の観点

第 7 (3) の事務局は、事業内容及び実施時期、事業の効果、申請者の適格性などについて審査します。

(3) 審査結果の通知

第 7 (3) の事務局は、審査結果通知書(様式 3 号)を個別実証事業申請者に通知します。

第 1 0 (個別実証事業の実施及び注意点)

(1) 個別実証事業者は、審査結果通知書(様式 3 号)受領後、採択された個別実証事業を別に定める J A S 構造材個別実証支援事業助成金交付規定に基づき速やかに実施して下さい。

(2) 審査結果通知書(様式 3 号)に記載された日付以前の助成対象木材の調達費は、助成対象外となります。

第 1 1 (個別実証事業の申請の取下げ)

(1) 個別実証事業者は、個別実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかに J A S 構造材個別実証支援事業採択取り下げ申請書(様式 4 号)を全木連に提出し、その指示を受けなければなりません。

(2) 共同申請された個別実証事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取り下げ申請をした上で、変更後の事業者名により、様式 1 号により再度申請をするものとします。

(3) 全木連は、取り下げ申請書(様式 4 号)の内容を審査した上で、J A S 構造材個別実証支援事業採択取り下げ承認書(様式 5 号)により、個別実証事業者に申請の承認を通知します。

第 1 2 (状況の報告)

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、個別実証事業者に対し、個別実証事業の進行状況に関する報告を求めることができます。

第 1 3 (個別実証事業の対象物件の確認)

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、個別実証事業の対象物件を確認することができます。

第 1 4 (交付申請書の提出)

(1) 個別実証事業者は、事業完了後、J A S 構造材個別実証事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」といいます。）（様式 6 号）1部と以下に挙げる資料1部を事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は西暦2019年12月20日（金）のいずれか早い期日までに提出して下さい。

なお、「事業が完了した日」とは、助成対象木材の J A S 構造材の建て方が終了した日とします。

ア 個別実証事業で得られた J A S 構造材の使用に関する情報等をまとめた報告書

① 第 5 の（1）機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材、
（2）2×4工法構造用製材の場合は、様式 6 号－2（共通）及び様式 6 号－2（機械等級区分構造用製材／目視等級区分構造用製材／2×4工法構造用製材）

② 第 5 の（3）C L T の場合は、様式 6 号－2（共通）、様式 6 号－2（C L T）－1、様式 6 号－2（C L T）－2

イ 交付金額の査定に必要となる資料（助成対象となる J A S 構造材が判別可能な木拾い表・部屋の用途が書かれた平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図、申請する物件に使われた林産物 J A S の使用量、調達費がわかる木拾い表、領収書（又は請求書）等）

ウ 記録写真（①材料荷受け時の検収写真（検収毎）、②助成対象木材の部材種毎の写真（部材種毎に1枚以上）、③建て方終了時に建物の全景写真（2方向）、④C L T については接合部の種類毎に1枚以上を、（i）工事名、（ii）撮影日時、（iii）部材種を記載した黒板と共に撮影したもの）

エ 決定通知（様式 3 号）の日付以降に材料発注があったことを証明する資料（発注書、材料指示書等）

オ 建築確認申請受理証のコピー

カ 第 6 に定める付属資料において提出した建築確認申請又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請及び受理証のコピー

(2) 個別実証事業者は、第 1 項の交付申請書（様式 6 号）を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第 1 5（助成金の額の確定等）

全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が個別実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書（様式 7 号）を個別実証事業者に通知するものとします。

第 1 6（助成金の支払い）

個別実証事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式 8 号）を全木連に提出しなければなりません。

第 1 7（交付決定の取り消し）

(1) 全木連は、個別実証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、個別実証事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。

ア 第 1 4 に定める交付申請書（様式 6 号）を提出しなかった場合。

- イ 第6に定めるJAS構造材個別実証支援事業申請書(様式1号)の内容が第14に定める交付申請書(様式6号)と著しく異なる場合。
 - ウ 個別実証事業者がJAS構造材活用宣言の登録において、その内容に虚偽の記載を行ったことが判明した場合、宣言の登録が抹消された場合(共同申請を行っている宣言事業者の登録が抹消された場合を含みます。)、個別実証事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合。
 - エ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、個別実証事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - オ ア、イ、ウ、エに掲げる場合のほか、個別実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。
- (2) 個別実証事業者は、前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければなりません。
- (3) 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第18 (経理書類の保管等)

個別実証事業者は、個別実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

また、全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとします。

(附則)

この通知は、西暦2019年3月18日(月)から施行するものとします。

別添 1

J A S 構造材活用宣言事業者が行う J A S 構造材個別実証支援事業の内容について

1 趣 旨

今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材需要の拡大を図るには、現在木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓することが必要です。このため、厳密な構造計算に対応が出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務であり、特に格付実績の低位な無垢材等の J A S 製品の活用に向けた取組が重要です。

2 事業概要

建築事業者等が、非住宅建築物（公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条に定める建築物のうち国又は地方公共団体が整備するものを除く）において、類事例の拡大が期待できる建築の構造部分等に J A S 構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、又は直交集成板）等を利用することを通じて、設計、調達、施工時等における J A S 構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。